

代理出産をめぐる「子を持つ欲求」

柳原 良江

1. 問題のありか

リスクに満ちた行為——日本学術会議報告書の指摘

科学技術が恩恵だけをもたらすわけではなく、負の側面も併せもつことは、もはや誰もが認識する事実だろう。生殖技術についても同様に、実施がもたらすメリットだけでなく、多くの問題が語られ、導入に否定的な意見が述べられてきた。しかしこういった科学技術に対する懐疑的な視点が、実際の規制をもたらすほど深刻なものとして共有されているかといえば、そうは言い切れないのも現実だろう。たとえば体外受精技術の場合、1987年に「試験管ベビー」こと体外受精児ルイズ・ブラウンの誕生をきっかけに、神なる領域への侵犯として倫理的批判を受けながらも、メディアでもはやされ、利用者も急増し、2010年には本技術を開発した医師がノーベル賞を受賞するに至っている。社会一般的な認識では、体外受精技術の利用は、今も完全な悪ではないし、望ましくないとしても、それを補ってあまりある恩恵をもたらすものとして捉えられていよう。

この傾向は、他者に妊娠・出産を依頼する「代理出産」でも同様に見られる。この方法は日本では1980年代からメディアで紹介され、2000年代初頭には国内の医師やタレント夫妻が実施したことをきっかけに、TV報道、新

聞記事、雑誌記事で盛んに扱われるようになった。それらの報道には代理出産を好意的に受け止める表現も多数用いられていたうえ、同時期にこのタレント夫妻による代理出産を美談として扱う漫画やテレビドラマも発表された。メディアが世論を導き出したり、それに敏感に反応する、社会現象の鏡となりうる性質を考慮すれば、この方法を科学の恩恵とみなし、推進すべき行為とみなす認識枠組みが、社会の中に確実に構築されていたことが推察される。

しかし代理出産は、その第三者の身体を利用する特質により、登場の時点から一般的な生殖技術とは異なり、遙かに多くの倫理的問題を指摘されてきた。日本学術会議が2008年に提出した報告書によれば、まず代理母と生まれる子、それぞれに医学的問題の生じる危険性がある。代理母には、妊娠・分娩が引き起こす一般的な健康への負担がもたらされるし、体外受精型代理出産での場合には、他者の卵を用いたことによる医学的リスクが上昇する危険性を孕む。加えて体外受精型代理出産で生まれる子には、遺伝情報の変化（エピジェネティック変異）によって健康に影響の及ぶ危険性も指摘されている。また、代理母の権利の在処も問題である。たとえば彼女たちが何らかの社会的・文化的圧力により、それを引き受けざるを得ない可能性を始め、個々の代理出産が理想的な「真の自己決定」に基づいて契約を結んでいるとは断定できない点が問題視されている。また、この側面は女性の身体の商品化とも結びつく。近年、先進国の人々が、インドや東南アジア、東欧の女性に代理母を依頼している現状は、代理出産という方法が、理念的な自己決定の枠組みに留まることなく、貧困やジェンダー圧力により、人体の商品化を容易にさせる特質を如実に表している。さらにこれら代理母に関する争点に加え、より大きな問題として挙げられているのが、生まれる子供の福祉のあり方である。子の保護者が定まらない可能性を秘める状況は、子の生育環境を損ねる可能性もあるし、このような方法のもとで生まれる人は、事実を隠されて育ったり、自分が売買の対象にされたと感じたりすることにより、何らかの形で本人に不利益な状況に置かれる可能性が指摘されている。

最終的に日本学術会議はこれら、代理出産の実施を巡り予想される危険性を踏まえた上で、「人々の利益の侵害を含む弊害の存在は、代理懐胎の問題

を、単なる倫理の領域を超えて、社会的規制の対象にすることを正当化しうる」(15頁)と結論づけ、代理出産を「依頼者および懐胎者の自己決定や希望、医療者の配慮だけに委ねておく」(15頁)現状を批判し、それは禁止されるべきと唱えている。

ヘゲモニーを巡る綱引き

ところで日本学術会議の報告書¹は、原則禁止を謳う一方で、一定の基準を満たす女性には「厳重な管理の下での代理懐胎の試行的実施(臨床試験)は考慮されてよい」(22頁)との一文を付し、実施の可能性も残す形をとっている。本報告書が、自らを「結論を一つにまとめる必要はなく」「それぞれの選択肢の利点、欠点、問題点を明らかに」(7頁)するものと位置づけているとはいえ、これは奇妙な構造である。同一の会議で議論されながら、いったん提示された問題点の殆どを、もう一方の選択肢は存在しないものとみなしているのである。結果的に本報告書は、相反する2つの意見について、互いに双方の立場を超えて意見を交換するものではなく、それらの意見を併記するに留まっている。これは丁度、否定論と肯定論が代理出産の制度化に向けたヘゲモニーを巡り綱引きを続ける政治的状态を学術的な場で再現したものとも言えるだろう。

ならば、なぜこのような状況が生じてしまったのだろうか。既に禁止や制約を設けてきた欧米の議論では、具体的な危険性はもとより、キリスト教に根ざした哲学的思想が禁止の根拠となっている状況を考慮すれば、日本の場合、否定的言説がヘゲモニーを握る上での決定的な理由が未だ構築されていないことが考えられよう。しかしながら、インドの代理出産村など諸外国で生じている出来事を始め、代理出産が引き起こす危険性が白日のものとなりつつある現在、日本でも否定的な意見はより力を増しているはずだし、それが肯定論を転覆させてもおかしくはない。しかしそれでも日本では、今も人々が全面的に禁止を公言するほどには、否定的な発想が人々の認識を覆っているわけではない。メディアは相変わらず代理出産に肯定的な意見を述べ

ているし、容認に向けた法制度化を進めようとする政治的動き²もある。

肯定の根拠

言説を巡るポリティカルな綱引きの場で、肯定論は否定的論調を凌駕するほどの力を維持している。それでは、これほどの強さをもつ肯定論とは、如何なるものだろうか。

学術会議報告書によると、代理出産が実施されるべき理由はごくシンプルで、「代理懐胎を認めるべきだとする意見の多くは」、「自分の遺伝子を受け継ぐ子を持つことを望む場合の最後の手段」（20 頁）とされている。実のところ、現在の代理出産は、必ずしもカップル双方の遺伝的実子を得る目的で実施されているわけではなく、提供卵を用いた事例も多く、学術会議が想定した理由は、人々が代理出産に投げかける欲求を正確に記述したものとは言い難い。しかし遺伝的繋がりの在処を差し引いても「子を望む気持ち」は残り続ける。代理出産を選んだ理由として、しばしば特別養子縁組の難しさが挙げられるように、肯定論の奥には、遺伝的繋がりの有無に限らず「子を望む気持ち」が、大きな根拠として横たわっている。学術会議報告書も、依頼者たちが抱く欲求を「理解でき」（2 頁）るものとして扱っており、それ自体を否定してはいない。その上、この欲求は幸福追求権として位置づけられることで（11-12 頁）、基本的人権の一部として扱われ、あたかも人間が生活する上で必要欠くべからざる事柄のように捉えられている。

現実には、いかに切実な欲求であれ、人は子を持たずとも生きていけるはずである。しかしその事実にも関わらず、子を持つ気持ちは、人間にとって逃れられない強烈な欲望として位置づけられている。たとえば不妊当事者の自助グループ「フィンレージの会」の鈴木良子が、代理出産に否定的な意見を述べながらも、「子どもが欲しいという願いは切実で人の根源に根ざした欲求である」と捉えているように、この欲求を乗り越えたはずの当事者にとってさえ、それは人々の生活や自己の奥に横たわり、簡単には否定しがたいものとみなされている。そして「子を持つ欲求」の持つ強いインパクトを

考慮すると、肯定論を支える根拠は、この欲求のあり方、欲求がもたらす社会的意味の中に見い出されるものと考えられる。

それでは、この「子を持つ欲求」とは、具体的にどのようなもので、どのようなメカニズムにより、その力を維持しているのだろうか。本稿は上述した問題意識に基づき、代理出産肯定論の構成を探ることを目的として、代理出産を論じる大衆雑誌記事や、当事者の手記、関係者による出版物をもとに、肯定論の根拠を形作る基盤として人々の間で共有される「子を持つ欲求」とは何かを探っていく³。まずは次章より、この観念を構築する社会的な価値を脱構築し、そのうえで、一般的に脱構築しがたく、それゆえ普遍的かつ本質的なものとして捉えられがちな「実存」にまつわる価値の存在を指摘する。それらの結果から、人々が抱く「子を持つ欲求」を構成する概念配置を明確化し、これまでに紡ぎ出された言説の、何が代理出産の議論を不明瞭にし、その進展を遅らせているのかを考察していく。

2. 社会からの抑圧

不妊治療の苦悩

代理出産の依頼者が持つとされる「子を持つ欲求」はいかにして構築されるのだろうか。不妊当事者の心理に関する近年の研究は、彼／彼女らの欲求をより切実なものへと至らしめる要因を、少しずつ明らかにしつつある。それらによると、1つには、不妊治療患者をめぐる悲惨な環境が挙げられる。彼／彼女らは低い成功率のもと多額の治療費を投じ、不妊治療から「降り」られない心理サイクルに置かれている⁴。それは本人たちに、身体的な苦痛はもちろん、経済的な損失への不安も含め、不妊治療に関わる諸々の苦悩からいつ逃れられるのか分からない、漠然とした先行きへの不安を与え続ける。

日本で初めて代理出産斡旋業を始め、メディアで代理出産の必要性を論じた鷺見ゆきもまた、この側面を重視した論客の1人である。彼女に対するインタビュー記事では、しばしば不妊患者たちの治療の苦勞が語られており、

鷺見はそれに報いるために代理出産が必要なのだと述べられる。

結婚以来、今回の代理出産を依頼するまで、20 回以上も人工授精や体外受精にチャレンジしてきたのだという。

「でも、その苦労は実らなかった。そういう人がどうしても子どもが欲しいと思った場合、どうすればいいのですか！」

(『微笑』、1992 年 5 月 16 日号、58 頁)

鷺見ゆきによると、依頼者たちは日本の不妊医療体制の不備や医師の無責任な治療に翻弄され、心身ともに疲弊しており、彼女の事務所を「駆け込み寺」として、すがるように訪れる。こうした依頼者の苦労ははかり知れず、彼らの苦労に報いるためにも代理出産が必要であるという。そして鷺見は、代理出産を斡旋するための条件として「子供をもつためにどれだけ苦労してきたかということも重要⁵」と述べる。ここで依頼者が子を得ることは、苦悩に満ちた境遇で重ねた努力の成果として位置づけられる。しかしここで焦点を当てられているのは、努力が報われない事実への不条理さだけではない。不妊治療を重ねた彼／彼女らが子を持つことは、日常的に浴び続ける苦痛からの解放を意味している。ここで代理出産を求める気持ちは、「エゴ」と批判されるように当事者の「快」を増やすことを意図しているわけではない。これは「苦痛」から救済される手段であり、それゆえ当事者にとって、より切実な「欲求」とみなされる。

ジェンダーバイアスによる圧力

不妊当事者を襲う別の苦悩として、子を産まない女性に対するジェンダーバイアスがもたらす圧力も挙げられる。それらは家族から社会全般のみならず家族からもたらされることも多く、女性は孤立し苦境に立たされる。たとえば鷺見ゆきは、「いつも私は他人で、身内にしてもらえない。だから、意地でも子供を産んでやる」とおっしゃった方も何人かいらっしやる、などと

不妊により女性が家族から受ける苦痛は非常に大きいことを強調し、このような現状から逃れるため、それらの女性には子が必要だと説明する。

まだまだ日本には、子を産まなければ、一人前の妻として認めてもらえないと言う風潮があります。そのことが原因でノイローゼになったり離婚したり、なかには、妻の目の前で、夫の両親が夫に再婚相手の見合い写真を見せるという、信じられないくらい悲惨な話もあるんです。

(鷺見ゆき、『微笑』、1995年2月11日号、211頁)

中にはより明確に古いイエ制度を意識した記述もある。たとえば2005年2月発行の専門誌『産婦人科の世界』では、不妊治療に長年携わってきた産婦人科医、星野一正による寄稿として「子なし嫁の苦しみ⁷」と題する文章が掲載されている。同誌には、カリフォルニアで代理出産や卵提供を斡旋する業者、川田ゆかりも寄稿し、ある依頼者について「10年間不妊治療を続けた夫婦。夫が長男のため、一時離婚も考えた⁸」との説明を添えている。

ところで、近年では一般的に古い意識として言及を敬遠されがちなイエ意識だが、代理出産に関する言説では、この概念がしばしば利用されている。たとえば向井亜紀の代理出産を賞賛する雑誌記事は、子供時代に自身の母親から与えられた持ち物を「親子2代にわたって受け継がれている高田家の“貴重な”クレパス⁹」と紹介している。ここで妻の「向井家」の所有物は、「高田家」の継承物と意味づけられ、彼女は家父長制の中で子を成した「一人前の女」として承認を受ける。向井亜紀の事例では、本人がイエ意識の圧力について語ったことは無いにも関わらず、彼女の依頼した代理出産は、イエ意識の枠組みで再解釈され、社会秩序に忠実に従う望ましい行為として位置づけられているのである。こうした事後的な解釈は、今でも多くの人々がイエ意識に基づきつつ子産みを規範化している姿を映し出したものと考えられよう。

近代家族の完成

肯定論の中では古いイエ意識とは別に、「子を持つ欲求」が、近代的家族観を完成させる欲求として表れる場合もある。それらは「子どもがいてこそ家族、とにかく家族がほしい¹⁰」という表現をはじめ「家族」の言葉を多用するが、時には「夫婦」を強調する場合もある。

「夫婦は子供ができて初めて完璧な夫婦と言える、子どもがいない夫婦は夫婦とは言えない、私はそう思っていました」

(代理出産を依頼して子を得た男性、『婦人公論』、1995年11月号、193頁)

夫婦への焦点化は、彼らが念頭に置く「家族」が、従来のイエとは別の近代家族¹¹であることをより際立たせる。これは次のようにイエ制度を否定することで近代家族としての性質を強調する記述からも明らかである。

ただ『跡継ぎが欲しいから』とか、『自分の財産を人に渡したくないから』とかいう理由で、子供を欲しがる考えには、私は賛成していません。そうではなくて、本当に夫婦の愛情が強くて、その愛情のために子供を持ちたいと願っているのに、ほかに方法がないというようなカップルの場合には、代理出産や提供卵出産でもいいと思うのです。

(鷲見ゆき、『週刊現代』1994年4月2日号、159頁)

社会学者のアンソニー・ギデンズは、近代家族の特徴の1つに、夫婦関係を他者から切り離した上で、それを崇高なものとしながらストーリーを紡ぎ出す「ロマンティック・ラブ」を伴う点を挙げている。¹²上記引用は、まさに依頼者夫婦の愛情をロマンティック・ラブの文脈で理解し、そこに特別な価値を与えたものであろう。2人の愛情(=ロマンティック・ラブ)を崇高なものともみなすことにより、それを追い求める上でもたらされる問題は、相

対的に些細なこととされるのである。

ここで彼らが抱く愛情は量的に捉えられ、「子を持つ欲求」は愛情がある臨界点を超した時の必然的結果として生じるものとされている。ギデンズによればロマンティック・ラブは子を持つ近代家族像を目標として方向づけられている。すなわちそのルールに従いつつ愛情を強めた人々は、2人の間でロマンティック・ラブを高め子を持つ近代家族を完成させるゲームに参加しているようなものである。それゆえこのゲームに参加し、ルールに従って愛情の終着点に達した依頼者たちにはゲームの当然の結果として、子供が与えられるはずだと考えられるのである。

ロマンティック・ラブを用いた枠組みは、イエ制度と同様に、依頼者たちの「子を持つ欲求」を正当なものとして位置づける。産婦人科医である根津八紘¹³の手がけた代理出産でも、依頼者の女性が「大好きな主人の子をこの手に抱きたい¹⁴」と語る姿が示すように、男女の関係がロマンティック・ラブの文脈で語られる社会には、愛情の量が子を望む気持ちを自明なもののみならず装置が整えられているのである。

3. 当事者の苦悩

不妊当事者を覆う苦痛は、社会規範により他者からもたらされる抑圧のみならず、それを内面化した当事者の自尊心、尊厳のあり方の中で立ち現れることもある。

悲嘆からの回復

たとえばいったん妊娠した子どもを死産や中絶または流産などにより失った悲しみを、代理出産で新たな子を得ることにより埋め合わせようとする場合がある。女性タレントの向井亜紀は、ガンで子宮と胎児を摘出した後に代理出産を希望し、その姿は「がん治療のために亡くしてしまった命を産みなおしてあげたいって思いがあるんじゃないでしょうか¹⁵」と説明されている。

同様に胎児と同時に子宮（時には卵巣も）を摘出した上で代理出産を依頼する女性の場合には、「子宮を失った喪失感¹⁶は、子どもを自分のお腹で2度とつくりすることができないという悲しみと重なり、自らが生殖機能を失ったこと実が、依頼者の苦悩をより増幅させていることが伝えられる。このような例で代理出産は、具体的な精神的苦痛からの救済を意味し、そこで当事者が抱く「子を持つ欲求」は、悲嘆からの回復を求める欲求となる。

子宮のない苦痛

また、代理出産の実施を容認すべき代表例としては、しばしば生まれつき子宮を持たないロキタンスキー症候群の女性や、後天的に子宮を失った女性が、積極的に救済すべき対象として語られている。そこでは、子を産む／産まないに関わらず、子宮それ自体が女性性を象徴する特別な意味を持つ社会的合意から、その臓器を持たない女性に憐憫の情が向けられる背景もあろう。しかし、これらの女性たちに代理出産実施の必要性が強調される時、より焦点を当てられるのは、その女性が子を持っていない事実により、不幸になるに違いないとみなす予測である。

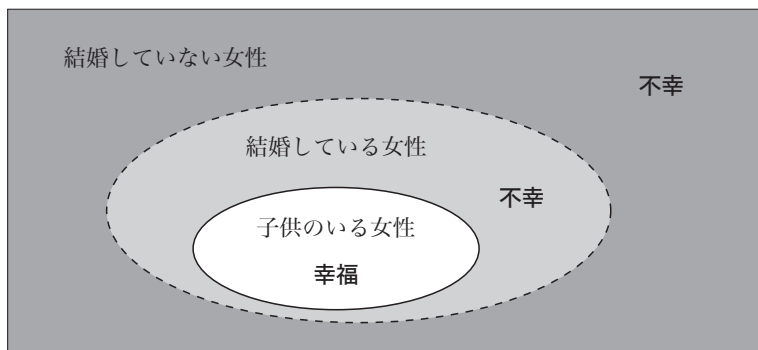
娘さんは幼いころ、病気で子宮を全摘したんです。娘さんは高校生で生理が来なかったとき、「私は子宮がないんだ。一生人を好きになっちゃいけないし、結婚しなきゃいけないんじゃないか」と悩み（中略）そういう人たちから「もしかしたら自分の子供を抱けるかもしれない」という希望を奪ってしまっていていいんでしょうか？

（根津八紘、『週刊朝日』、2008年5月2日号、28頁）

ここで構築される言説は、次の3つの規範から構成される。①子の持てない女性は結婚すべきではない。②結婚できない女性は、男性と交際してはならない。③結婚しない女性は不幸である。この構造は次の図によっても示すことができよう。そしてこれらの規範に照らし合わせたとき、彼女は、生ま

れつき不幸になることが決定づけられてしまう。その結果、不条理に背負った不幸を回避するべく、彼女の代理出産は容認されるべきと結論づけられるのである。

すなわち、この言説が提示する問題は、単に子宮の有無によって引き起こされているわけではない。依頼者たる「娘さん」が希望を持ってないのは、女性は婚姻内で子を持つことによってのみ幸福になれるが、それ以外の女性は全て不幸である、という人生観が強制的に適用された結果として導き出されているのである。



代理出産肯定論における「女性の幸福」観

4. 自己目的化

本来の動機がジェンダー規範や、ロマンティック・ラブ、自らの悲嘆経験の帰結であったにせよ、当事者にとっては「子を持つこと」それ自体が、果たすべき目的として語られることがある。

とにかく子どもがほしい。捨て子でもレンタルでも、どんな方法でもいいから子どもがほしい。一時は、自宅の前に〈もしお子さんを捨てるなら、どうかこの家の前に捨ててください〉と、張り紙を出そうかとも考

えました。

(鷲見ゆきによる依頼者の説明として、『微笑』、1995年2月11日号、211頁)

不妊治療の当事者がこの心理を抱くのは珍しいことではない。当事者の意識調査を実施した白井(2004)によると、不妊治療を重ねる人々は次第に「子を持つ事実を得ること」を目標とし、それに依存する心理的サイクルを抱くようになり、その結果として、妊娠を自己目的化させた欲求が表れるという。このように不妊治療の自己目的化は、現場で患者たちと接する産婦人科医の言葉にも表れる。

代理出産も、第三者からの精子や卵子提供も、安易にすすめてよい方法ではありません。けれども、この方法でしか子供ができない人々を考えると、原則的に禁止しながらも、例外的に認めていくことを検討すべきかもしれません。

(石原理：埼玉医科大学産婦人科教授、『いきいき』、2007年1月号、126頁)

不妊当事者や現場の臨床家による説明の中で、「子を持つ欲望」は、存在する事実そのものにより、叶えられなければならない欲望として語られる。こうして、様々な側面から構築されてきた「子を持つ欲求」は最終的には現場での自己目的化を通じて、その盤石性を再生産し続けるのである。

しかし「子を持つ欲求」が、今まで述べた様に規範やイデオロギーなど、社会構築物として分かり易い観念からのみ成り立つものならば、強い自己目的化がなされたとしても、それに疑いの目が向けられることもあろう。ところが現実には、この欲求は疑われることなく存在し続けている。次の章からは、分析の焦点を、不妊当事者を取り巻く社会環境から、当事者の身体や本能など自己のより深い次元に移し、その背景を探っていく。

5. 身体への書き込み

「子を持つ欲求」は、しばしば「本能」や「遺伝子」「血」という言葉を伴いながら、人々の身体に根ざしたものと捉えられ、それゆえ当事者の存在から分かちがたく、彼／彼女たちが生を営む上で切実なものとして位置づけられる。

母性の完遂

そのうちの1つが「女性の体を持つ人間は、妊娠・出産を経験したいと願うにちがいない」という発想である。一般的には母性、または母性本能と呼ばれる欲求だろう。たとえばそれは鷲見ゆきの言葉では「子供を持つ権利は女性なら何歳になってもありますが¹⁷」と語られる。しかし、生殖技術が語られる時、母性の定義は文脈により揺れ動く。元々母性とは「女性のもつ母親としての性質。母親として、自分の子供を守り育てようとする本能的特質¹⁸」であり、子ができてから育てるまでの一連の行為を指すものだが、生殖技術の利用が妊娠、出産、子育てといった一連の現象を分断することにより、そこで用いられる母性の適用範囲も、文脈に応じて変化しているのである。中でも子どもを産み育てる一連の行程のうち、「子どもを産む」身体的現象に、より強く母性が投影されることがある。

人工授精、体外受精とやっていく女性達にはどうしても自分の体から子供を産みたいと言う、男性にはわからない、女としての思いが強くなるようです。

(提供卵を用いた妊娠を斡旋する業者。副代表の夫の弁、『女性自身』、2002年3月12日号、54頁)

女性の「産む身体」を重視すれば、代理出産を依頼する女性の「産めない身体」はより深刻な欠陥として扱われることになりそうだが、それは代理出産の実施を挫きはずせ、むしろその必要性を増す材料となる。この構造は、

次の記事が示す様に、実際に産むのは他者であるにも関わらず、「産む」経験が依頼者である女性のものとして語られる姿の中に見いだすことができる。

子宮をなくしてしまった人が子供を産みたいと思ったら、方法は代理母しかないでしょう。(中略)でも、(代理出産を)非難する人たちは、産みたい人の必死な気持ちがどのくらいわかっているのでしょうか。

(鷺見ゆき、『婦人公論』、1992年10月号、245頁)

ここで代理出産とは、単に自分の所有物となる子を引き取るだけの行為ではない。不妊女性が依頼するのは、自分が果たせなかった「子産みの代行」である。「産んだ事実」という概念そのものも代行させる行為として位置づけられているのである。

代理出産の依頼者を「産み」の主体に位置づける言説は、この方法の詳細が人々に知られる様になった後も用いられる。たとえば2008年に発表された衆議院議員野田聖子と根津八紘の対談記事「代理出産ってそんなにいけないことですか」のタイトル横には「産みたい、でも…／スペシャル対談」と記載され、代理出産は意図的に、代理母ではなく、依頼者の出産としてイメージされている。

このような思考のバイパスを経て、代理出産は概念上、依頼者の「産む」行為であり続ける。それゆえ依頼者は、代理出産を通じて、産みの母性、育ての母性その双方を叶えることが出来るのである。代理出産は不妊カップルの不妊性を解消しないので、不妊治療にあたらないと批判されることもある¹⁹が、代理出産とは、依頼した女性が実際に産んだことになっているのだから、少なくとも肯定論の文脈では、彼女の不妊性は実際に消えたことになるのである。

遺伝子本質主義

子を持つ欲求が生物学的な「本能」のイメージを用いて説明され続ける背

景には、それがしばしば遺伝子と関連して語られる現状が関係していよう。

2000年代初頭から、日本のメディアでは、依頼者カップル自身の卵と精子を用いた代理出産が報じられ、子との遺伝的つながりに焦点が当てられるようになった。たとえば向井亜紀の夫の言葉として「向井が2人の遺伝子をこの世に残すにはこれしかないと決断したことに、何ら異論はなかった²⁰」と述べられているし、代理出産の一般論として「法律的にも遺伝的にも日本人である両親から受け継いだ日本人の遺伝子を持っている子供が日本人ではないというのは不思議な話である²¹」と語られるようになる。

こうした遺伝的つながりを重視する言説の中で、次第に「親」は遺伝的なつながりでのみ定義され、この定義に沿わない現実が批判されるようになる。「将来の日本の法律では、“その子は向井の子どもではない”ということになりかねないのだ²²」、「自分の子供にもかかわらず、養子縁組しなければならない現実——」（向井亜紀に関する記事²³）といった言説が用いられ、親概念そのものの再定義が試みられるようになる。そして遺伝的な親子関係が、妊娠・出産した親も含む、包括的な概念であったはずの親と同一視されるに至るのである。

向井さんと双子の男の子たちは、紛れもなく親子である。けれど彼らの出生届けはすぐには受理されず、結局、法定で争うことに。そして最終的には、申し立ては退けられ、双子は高田夫妻の法的な実子とは認められないことになった。

（『Saita』、2007年5月号、130頁。傍線は筆者による）

こうして妊娠・出産した親は親概念から除外され、遺伝的な親のみを、真の親とみなす言説が完成され、結果として代理出産が、人々が家族を形成する上で正統的な営みの1つとして位置づけられるのである。

ただし日常生活で遺伝的な関係を重視する傾向は、代理出産に限らず、文化に広範的に見られるものである。米国のメディアに表れた言説を分析したネルキンとリンディー（1997）によれば、遺伝子還元論が社会に普及した

結果、米国社会には、遺伝情報を俗界における人間の魂に相当するものとして捉える「遺伝子本質主義」が形成されたという。この遺伝子本質主義に基づいた議論は、日本でも 1990 年代初頭から、人々の間に浸透するようになる。たとえばこの時期には、エッセイストの竹内久美子によるベストセラー『そんなバカな！—遺伝子と神について—』をはじめ、遺伝子還元論に基づく類似の書籍が多数出版されている。こうした文化的背景のもと、体外受精型代理出産もまた遺伝子還元論から解釈される。

なぜそうまでして子供が欲しいのか？ イギリスのリチャード・ドーキンスは利己的遺伝子論を発表した。肉体は遺伝子の乗り物にすぎない。私たちを動かしているのは遺伝子の利益の最大化だ。

(神足祐司：コラムニスト。根津八紘との対談から、『SPA!』、2006 年 10 月 31 日号、33 頁)

ネルキンとリンディーは、このような遺伝子還元論が強調される文化の中で、大衆は遺伝情報を家族の財産として認識しているとみなす。そこでは、遺伝子によるアイデンティティの確認、継続性、および不滅性が重視され、それを分子レベルで受け継いでいくことが重要である。それゆえ代理出産とは、社会の中に遺伝子本質主義が表出した姿であるという。この分析は日本の言説にも当てはまり、遺伝情報は家財として描かれる。ただしその場合、遺伝情報は男性の家財であり、女性はそれを引き継ぐ媒介役でしかない。すなわち日本では遺伝情報も家父長制の中で解釈されているのである。

高田と、知人を介して初めて会った時の第一印象は、「この人、いい遺伝子もってるなあ」というものでした。(中略) 私は高田の遺伝子を残したい。綺麗な彼の遺伝子を受け継いだ高田ジュニアに会ってみたい。

(『女性自身』、2002 年 8 月 6 日号、181 頁、代理出産を依頼した女性タレント向井亜紀の発言として)

この様な表現が用いたれた背景には、女性には財産の所有が認められず、かつ謙虚さを求めるジェンダー規範が課せられており、彼女が自らの財産を保持する主張をすれば、単なるエゴや我が儘と見なされてしまう危険があったせいだろう。そのため、形式的であれ、ジェンダー役割に沿うべく、男性（という誰か）のために行う形を取る方が、その願望の正統性を維持しやすかったと考えられる。

ところで「遺伝子を残す」言葉に代表される遺伝子本質主義は、言説の見取り図では、90年代後半以降に表れた比較的新しい発想である。しかし「遺伝子を残す」という言葉は、額面通りに遺伝情報のみ残すことを意図しているわけではなく、遺伝の情報から連想される別のことがらも含有している。

1 血と遺伝

遺伝子本質主義が生じる前から、親子の生物学的な連続性は「血のつながり」という言葉で表現されていた。「血のつながり」という言葉は、自らの肉体で育て、生み出す女性の体による身体的なつながりをも意味している。一般的な妊娠・出産では、この2つの概念は、同時に発生し、区別する必要性を持たなかった歴史的背景ゆえか、特に意識されることなく同義なものとして用いられてきた。すなわち「血」は「遺伝的なつながり」であると同時に「身体的なつながり」をも意味していた。しかし体外受精型代理出産に関する記述では、文脈により「血」の意味が狭められて用いられる。たとえば次の事例では、遺伝的なつながりを「血」と説明すると同時に、「血」とは別に「腹」の言葉が用いられる。

「自分の遺伝子を受け継ぐこともでも第三者（代理母）のお腹から生まれてくると自分の事は認められず、自分とはつながりのないこともでも、自分のお腹から生まれてくれば認められる、ということだ。

なぜ「血」には拘らないのに、「腹」にはこだわるのか。」

（『AERA』、2003年11月24日号、14頁）

もちろん体外受精型代理出産の場合、依頼者の女性と生まれる子どもは、遺伝情報のつながりはあっても本来の「血」のつながりはなく、むしろ「血」でつながるのは代理母であろう²⁴。しかしそのようなアンビバレンスは、この言葉が伴う遺伝子本質主義により覆い隠される。その一方、「血」への置き換えは、遺伝的つながりに、様々な象徴的機能を付与していく。

フーコーによると、「血」は「婚姻のシステムと、主権者＝君主の政治的形態と、位階・階層による差別と、家系の価値とが支配的である社会」にとって「本質的な価値の一つを成して」おり、権力は血を通して語られていた（フーコー、1976=1986）。すなわち「血」は理性やそれに伴う権力の象徴である。このイメージの中で遺伝的つながりは、観念的な遺伝子中心主義を超え、より具体性をもつ権力を付与される。上記の例では、本来の血（＝「腹」）が、理性より価値の劣る俗な「肉」として配置されることで、遺伝的つながり（＝「血」）は、ますます崇高なものとして描かれる。このように「血」に特別な意味を付与する姿は、遺伝的つながりとは別に敢えて「血」を挙げ、親子の関係性を強調する次の例にも表れている。

代理出産は依頼主夫婦の精子、卵子を用いるから、DNA、血——すべてにおいて「彼らの子ども」になる。

（『女性自身』、2007年1月16日号、41頁。傍線は筆者による）

2 身体的つながり

しかし男親と子の「血」のつながりも、常に遺伝的側面からのみ捉えられてきたわけではない。歴史的に見れば、女性の身体を畑とみなし、そこに男性のミニチュアが入り込む「先在胚種説」や、女性は最初に性交渉を持った男性により体液が変質させられると考える「体液学説」（加藤、2004）が示すように、男性の身体も生まれる子に対して直接的に、または女性の身体を媒介として間接的に、関与するイメージが構築されてきた。このイメージは、精子の構造や受精までの仕組みが明確になった現在でさえ人々の間に用いられており、子に伝わるのは遺伝情報だけだと知りつつも、男性は女性の身体

内で生じる出来事に対し、自らが身体的に介入した事実を強調し続ける。

このような意味を共有する社会で用いられる「血」は、遺伝的なつながりだけでなく、親の肉体的関与を伴ったつながりをも包含している。それゆえ「血」が用いられる時、依頼者と子どもには、自然妊娠による子産みのように、実際の身体的介入を経て、子が依頼者の肉体の一部として世界に生起する姿が想起される。このイメージを用いて、次の例では、遺伝的なつながりを「血」と言い換えた上で、遺伝上の親子関係を、身体的なつながりのある従来の親子関係と同義なものとして位置づけることで正統性を担保しようとしている。

「他人の子どもを買うのではなく、血のつながった正真正銘私たちの子を生んでもらい、そのための経費を支払うというふうに考えれば、納めることができるのではないのでしょうか」

(経験者へのインタビューとして、『週刊女性』、2002年2月5日号、55頁。傍線は筆者による)

もはや親子のつながりから本来の血＝腹のイメージは消し去られ、遺伝的なつながりのみが親子関係として再定義される中で、代理出産による親子関係は、自然なプロセスを経て生じたごく普通の親子関係の1つとして位置づけられる。その結果依頼者たちが抱く「子を持つ欲求」も、実際には遺伝子本質主義に基づいた欲求でありながらも、たとえば優生学的措置により、自然妊娠で子を得ることを不当に禁じられるように、自然な身体の営みを強制的に制限される悲劇からの解放を求める姿として位置づけられるのである。

6. 実存の保障

ここまで「子を持つ欲求」のイメージが身体に刻まれる構造を示してきたが、単に身体に関連することだけが、根源的な欲求として扱われる訳ではない。そこには、身体のあり方も含めて、人々が抱く実存の感覚も投影されて

いる。

生命の危機からの逃避

ガンから生還した向井亜紀の事例では、子を持つことが、自らの自分の命が危険に晒される恐怖から目を背けるための手段として位置づけられてきた。それは「代理出産は命をかけたライフワークです。子供を持つことが生きていく励みになっているんです。その目標があるから頑張れるんだと思います²⁵」、「どうしてもおなかの子とお別れしなくてはならないのなら、卵巣を残して代理出産という道を残しつつ、これからの人生を生きよう²⁶」と説明され、子を持つ欲求を持ち続けることが、命の危険の不安に対する補償行為として伝えられている。

このように子を持つ欲求を自らの命と対比しながら行われる記述には、記事内容を効果的に伝えるための文学的演出としての側面もあろうが、必ずしもそれだけの理由でのみ用いられているわけではない。次に挙げる、向井亜紀が代理出産を依頼し子を得た後、当時を振り返る形で発表された手記では、子の喪失感に加え、自らの命の危機と、それを乗り越えて自分が幸福になる欲求を抱いたことが、代理出産の動機であったことが意図的に強調されている。

今、こうして元気を取り戻し、毎日を送ることができているのは、“あの子”に命を助けてもらったから。結局、心はあの日に帰るんです。小さな命を摘み取った罪は消えませんが、だからこそ、私は幸せになることを諦めません。（向井亜紀、『STORY』、2007年8月号、257頁）

ただしこの記述からでは、他にもなく子を産むことが自らの命の危機から目をそらす手段となりうる具体的な理由が明確には分らない。それを示す一端は下記の記事で語られている。

正直なところ、いつまで生きられるかわからないという死への恐怖があ

るからこそ、早く子供をのこしておきたいという部分もあるのではないかという気がしなくもない。

(高田延彦：向井亜紀の夫、『週刊ポスト』、2002年3月29日号、53頁)

ここで子を持つ欲求は、自分の存在を現世に留める欲望として捉えられている。それは消えゆく自らの命を現世につなぎ止める楔であり、自らの命の危険に対峙する人の不安を和らげてくれる。いかなるリスクが予想される行為であれ、死の淵にいる人を救済するための手段ならば、そこに同情の余地は生じてくる。向井亜紀の事例は、依頼者が抱く実存に対する問いが、具体的な形で表れたものだと言えよう。

実存の不確実性

しかし代理出産は、命の危険に晒された人の場合に限り肯定されているわけではない。たとえ瀕死の状態におらずとも、人々は、子を持つことに、また別の根源的な欲求を見いだしている。それを示す例は、依頼者の語りとされる次の記事に見いだすことが出来る。

夜中にふと目が覚めて、「ああ、子供はもうできないんだ。どうしよう」「年老いたら私たち夫婦はどうなるのだろうか」と悶々とし、朝まで眠れないことが、年を取るにつれて増えてきました。

(代理出産を依頼して子を得た男性、『婦人公論』、1995年11月号、199頁)

ここで子どもがいない事実は、単に、周囲からの圧力から逃れられない絶望や、自己目的化した目標を果たせない現状への遺恨だけではなく、未来に対する絶望として描かれている。心理学者の柏木は、女性が子どもを持つ際の情緒的な理由を調査し、人が子を持つ背景に、年をとったら子どもがいないと寂しい、子どもがいると生活に変化が生まれる、家族がにぎやかにな

る、子育ては生きがいになるといった考えがあることを示している（柏木、2003：278-279）。こうした価値を共有する人にとって、子どもとは、未来へ希望を投げかける存在であり、それゆえ子のいない事実は、希望の欠落、すなわち絶望として立ち現れるのである。

さらに、人々は子どもに、将来の生活に対する具体的な希望だけを見いだしているわけではない。たとえば哲学者の谷は、フッサールの「世代性」の概念を用いて、子どもの存在が、自我の確実性を担保する構造を説明する。谷の議論によると「自我の生は、誕生という負債に対する返済としての死の、一時的繰り延べ（*dé-mourir*）であり、返済猶予期間であり、このようなエコノミー原理が、「生まれて死ぬものすべてをその根底から「支配」している」。そのような世界の中で自我の原事実以上に不安定な事実である他者との関係性に依存する「世代性」は、このエコノミー原理を断ち切り、負債返済を要求しない、真の贈与の可能性を含む。それゆえ谷は、フッサールが、この「世代性」に基づいて「将来の世代に、経験の危機／危険に対抗する「希望」を賭けて」いた可能性を指摘する^{27,28}。

人々の中で、未来の世代を生きる「子ども」とは、その生に希望を残し続けてくれる可能性を秘めた存在として映っている。それは「自我の原事実以上に不安定な事実」であるがゆえに、多くの他者にとっては、漠然と抱く曖昧な希望に留まっているかもしれない。しかし子どもを持つことを具体的に計画する人々にとっては、この装置の中で「子を持つこと」は、自らの実存の不確実性がもたらす不安を和らげる確実な手段となる。

すなわち子を持つことは、実存の不安に対する、いわばセーフティネットのように、最低限の確実さを保証するものとして捉えられる。従って他者がそれを止めさせる＝子を持つ欲求を諦めさせようとするれば、それは相手を底の見えない実存の不安に対峙させる、非情な行為として映る。また、実存を確実にさせる欲求は、誰でもが抱えるものであり、なおかつ金銭で得られるものではない。それゆえ代理出産の依頼が、経済的な富裕層はもちろん、いかなる社会資源に恵まれた人であっても、彼らを救済の対象とみなすことが可能となっているのである。

7. おわりに

「子を持つ欲求」の着地点と議論のゆくえ

本稿では代理出産における肯定論を分析すべく、それらが人々に投げかけるイメージを構築する観念のうち、特に「子を持つ欲求」を解体する作業を行った。その結果、この観念が、自らの所属する家族を完成させ、より安定化させる欲求や、不妊治療や妊娠・出産に関連して被った苦痛を和らげようとする欲求、その欲求が自己目的化した結果、また自らの命の不安定さを含めて、存在の不確実性がもたらす不安を解消させるための欲求であることを明らかにした。

これは結果的に「子を持つ欲求」の中に、他者によって構築される分かり易い価値体系に加え、人々の実存に根ざす要素が含まれていることを示すものとなった。恐らく、人々の根源に関与するこの深みの持つインパクトが、代理出産に関し否定論が述べる様々なリスクを相対的に小さく見積もらせ、代理出産促進のベクトルを提供しているのだろう。けれどもこの欲求が実存に関与している事実は、この行為を容認する決定的な理由となり得ない。なぜならこの不確実さは、子を望む依頼者だけでなく、誰もが潜在的に抱えるものだからである。

それでは私たちが抱える現在進行形の問題にどう対峙すればいいのだろうか。上記の分析を踏まえると「子を持つ欲求」は、まずは不妊治療のあり方、イエ意識、ジェンダー意識のあり方に対する具体的な改善を通じて着地点を模索すべきだろう。それでもまかなえない不安が生じるとしたら、それは依頼者だけではなく、現在の社会に生きる人々が共通して抱える問題である。社会全体が抱える不安をどのように和らげるかは、一部の人々への対症療法ではなく、その社会システムのあり方全体を通じて成されるべきものであろう。そして肯定論の構造が明らかになったところで、議論の全体を見直し、科学的にも社会的にも明白にリスクを指摘されている方法を推進することの危険性を、いま改めて考えるべきだろう。

■ 付記

本調査は FCT メディア・リテラシー研究所による 2007 年度「鈴木みどりメディア・リテラシー基金」による研究助成を得て実施したものである。

■ 参考文献

- 大野和基、2009、『代理出産——生殖ビジネスと命の尊厳』、集英社。
- 柏木恵子、2003、『家族心理学』、東京大学出版会。
- 加藤秀一、2004、『〈恋愛結婚〉は何をもたらししたか』、筑摩書房。
- 、2007、『“個”からはじめる生命論』、NHK ブックス
- 佐藤卓己、2008、『輿論と世論——日本的民意の系譜学』、新潮社。
- 白井千晶、2004、『不妊当事者の経験と意識に関する研究 2003 年調査報告書』。
- 、2011、『「不妊」から降りる／降りない／降りられない女たち』、『テクノロジーとヘルスケア——女性身体へのポリティックス』、生活書院。
- 鈴木木子、2007、『「代理出産」雑感——生命倫理政策の議論に向けて』、『産婦人科の世界』、vol.59 (10)、51-56 頁。
- 谷徹、2003、『現象学と経験の不可能性の条件』、『フッサール研究』、創刊号：63-84 頁。
- 柘植あづみ、1996、『「不妊治療」をめぐるフェミニズムの言説再考』、『生殖技術とジェンダー』、勁草書房。
- 林千章、2011、『偶然生まれる権利』から考える』、『テクノロジーとヘルスケア——女性身体へのポリティックス』、生活書院。
- 第三者の関わる生殖技術を考える会、2010、『第三者の関わる生殖技術に STOP!!』。
- 山田昌弘、2007、『少子社会日本——もうひとつの格差のゆくえ』、岩波新書。
- アンソニー・ギデンズ、1995、『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』、松尾精文・松川昭子訳、而立書房。
- エリザベス・ケイン、1993、『バースマザー ある代理母の手記』、落合恵子訳、共同通信社。
- ミシェル・フーコー、1986、『性の歴史 I：知への意志』、渡辺守章訳、新潮出版。
- ドロシー・ネルキン & M. スーザン・リンディー、1997、『DNA 伝説——文化のアイコンとしての遺伝子』、工藤政司訳、紀伊国屋書店。

■ 註

- 1 「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題——社会的合意に向けて」、平成 20 年

- (2008年)4月8日、日本学術会議、生殖補助医療の在り方検討委員会。http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t56-1.pdf (2010年10月10日訪問)
- 2 衆議院議員小宮山洋子(現厚生労働大臣)と衆議院議員野田聖子は2008年から「代理出産の法整備を進める超党派勉強会」を開催し、容認を念頭にいった法制度化への取り組みを行っている。
 - 3 本稿で分析対象とした大衆雑誌は、2007年7月に大宅庄一文庫の検索システムで代理出産に関するキーワードを元に抽出したものである。中でも娯楽要素の高い雑誌に表れた記述は、媒体の編集方針に合致せねばならず、伝えられる内容の客観性は低くなりがちだが、本稿では、それらの記述が、事実に忠実であるかどうかは問題としない。本稿の目的を果たす上では、代理出産が如何なる言葉により、如何なる言説を構築してきたかを読み解くことが重要であり、内容の客観性は分析に何ら影響しないからである。
 - 4 白井千晶、2011。
 - 5 鷲見ゆき、『女性自身』、1995年9月12日号、229頁。
 - 6 『女性自身』、1995年9月12日号、226頁。
 - 7 『産婦人科の世界』、2005、vol.57:2、3-7頁。
 - 8 川田ゆかり、2005、「米国における日本人患者の非配偶者間生殖医療の現状と日本国内での容認への願い——第7回 FROM 総会「生殖医療の現状と将来」(2004年7月25日開催)における川田ゆかり(IntroMed, Inc. IFC代表)講演より」、『産婦人科の世界』、2005、vol.57:2、30頁。
 - 9 ここで言及される「クレパス」の写真には次の様なキャプションが添えられている。「実はこれ、向井さんが幼稚園の頃から使っていたクレパス。「今はうちの子供たちが使っています。これで壁に落書きすることも。」すなわち向井亜紀の持ち物が、敢えて「高田家」に属しているものと言い換えられている。(『Saita』2007年5月号、129頁)。
 - 10 『AERA』、2003年11月24日号、17頁。
 - 11 「近代家族」の定義は論者により異なるが、ここではフーコーが説明するヴィクトリア朝セクシュアリティに支配されながら構築された西洋近代的な夫婦関係に基づき、ギデンズが愛情を婚姻や生殖と結びつける装置としてのロマンティック・ラブを包含して成り立つ関係性を示している。
 - 12 日本で明治期に導入された近代家族像は、国家と結びつけられながら独特の解釈を成

されたが、本調査が対象とする 1980 年代以降に限定すれば、そこに用いられていたのがギデنز流の「近代家族」であると捉えることには問題がないと思われる。この変化は、ロマンティック・ラブと結婚の結びつきを示す恋愛結婚の動向に顕著に現れている。たとえば国立社会保障・人口研究所の調査によれば、1980 年までに恋愛結婚が一般化し、婚前交渉が一般化し、結婚に至るまでの恋愛のあり方には変化が認められる。こうして結婚は相変わらずロマンティック・ラブに基づきながら目指される「恋愛のゴール」として位置づけられており、今のところ、結婚におけるこの意識が形を変えた形跡は認められない。2011 年現在も結婚は恋愛と結びつけられながらメディアに登場しつづけている。

- 13 根津八紘は日本で唯一、代理出産の実施を公言する医師で、頻繁にメディアに登場し代理出産の必要性をうたっている。
- 14 『THEMIS』、2007 年 10 月号、106 頁。
- 15 向井亜紀の知人の弁として、『女性自身』、2002 年 5 月 7 日 14 日合併号、36 頁。
- 16 『週刊女性』、2001 年 2 月 20 日号、32 頁。
- 17 『財界』、1996 年 11 月 5 日号、131 頁。
- 18 『大辞泉』（小学館）、「母性」の項目。
- 19 ヤンソン由実子、「“代理母”が問うもの」、『ア・ブ・ナ・イ生殖革命』、1989 年、有斐閣。
- 20 向井亜紀の夫、『週刊ポスト』、2002 年 3 月 29 日号、52 頁。
- 21 中原英臣：医師、『Voice』、2004 年 4 月号、49 頁。
- 22 『女性自身』、2003 年 7・8 月合併号、37 頁。
- 23 『女性セブン』、2003 年 12 月 31 日・2004 年 1 月 1 日合併号、38 頁。
- 24 母体と胎児の間で血液の交流はなく、この場合の「血」は「肉体」のメタファーである。
- 25 高田延彦：向井亜紀の夫、『女性自身』、2002 年 3 月 26 日号、37 頁。
- 26 向井亜紀、『Saita』、2007 年 5 月号、129 頁。
- 27 谷、2003、79-80 頁。
- 28 ただしフッサール自身は、この問題の追求をこれ以上行うことはしておらず、谷はそれを哲学にとって“委託された「課題」”と述べている。

(やなぎはら・よしえ 東京大学国際部特別研究員)

Desire to Have Children as an Issue of Gestational Surrogacy

Yoshie Yanagihara

Japanese discussion regarding gestational surrogacy continues to play a tug-of-war between opponents and supporters for holding hegemony over the discussion which may lead to legislation against or for surrogacy. This paper attempts to clarify constructed meanings which would create a credible supportive rhetoric, an articulation that warrants the legitimacy of the supporters' desire to have children and an oppositional force that has researched concrete health and moral risks that counter the pro-surrogacy proponents.

The author examined articles from Japanese popular magazines regarding surrogacy and publications that promote an individualized vested interest in regard to this issue. Three perspectives basically conjoin to provide a substantive structuring as to why the supporters mandate favorable legislation.

There is a definite social construction which is made by gender and modern family norms, an inner agony caused by infertility, abortion consequences, the fact one may not have a womb, and resulting physical mishaps from the "end justifies the means" of infertile treatment.

The secondly, there is a construction based on reductionism. It is a desire to complete motherhood and genetic essentialism. The latter's actualization is substantiated by a rhetoric utilizing symbolic meanings of blood, which regard genetic ties in the same light as bodily ties. And thirdly, the desire to have children even in a surrogate context relates to a manifest psychological insecurity for one's existence. Although some women mention a concrete fright of one's life, others

express a fear of uncertainty of their entities, which must be caused by the fact they cannot expect hope in their lives. This life evaluation is not that dissimilar to Husserl's.

To conclude, the desire to have children is organized by constructions with gradation. Since some of them are based on reductionism and existence, which seem to be a universal given, their attempts to justify desire to have children has not faltered.